

局舎内耐震化改修業務  
仕様書

令和6年7月  
福島県

## 第1条（目的）

本仕様書は、福島県（以下「甲」という。）がこれを受託する者（以下「乙」という。）に委託する、測定機器等を「放射線監視等交付金事業 モニタリングに係る設備機器の耐震安全性に関するガイドライン」（原子力規制庁監視情報課放射線環境対策室 平成28年7月）に基づき「建築設備設計・施工指針2014年版」（一般財団法人 日本建築センター）に定める耐震クラスSを満たすために実施する局舎内耐震化改修業務（以下「本業務」という。）について、その仕様を定めたものである。

## 第2条（業務範囲）

本業務において、乙は以下の業務を実施すること。

- 1 局舎内の耐震化改修
- 2 測定機器等の仮設倉庫設置

## 第3条（実施場所）

乙が本業務を実施する場所は以下のとおりとする。

No	名称	住所	区域
1	下桶売局	いわき市川前町下桶売字久保田122-3	
2	川前局	いわき市川前町川前荷付場1-1	
3	南津島局	浪江町大字南津島字下冷田137-1	帰還困難
4	横川ダム局	南相馬市原町区馬場字滝76-1	

## 第4条（用語の意味）

本仕様書において、「指示」、「承認」及び「協議」とは、次の定義による。

- 1 指示とは、甲が乙に対し、作業内容、作業計画等を示すことをいう。
- 2 承認とは、乙の申請に対し、甲が了解することをいう。
- 3 協議とは、甲と乙が合議することをいう。
- 4 指示、承認及び協議は、原則として書面によりこれを行う。

## 第5条（履行期限）

本業務の履行期限は、令和7年3月24日（月）とする。

## 第6条（主任技術者の選任）

乙は、技術上の管理者としての主任技術者を定め、現地で監督させるものとする。

## 第7条（保証）

- 1 本仕様書の使用範囲の保証期間は、検収日から1年間とする。  
この期間内に、通常の使用状態で発生した故障、破損、性能低下その他の欠陥事項については、乙の責任において無償で速やかに取り替え、復旧修理等必要な対策を講じるものとする。  
ただし、故障等の原因が次の項目に該当する場合は保証外とする。  
(1) 天災地変による場合

- (2) その他、双方協議により認められた場合
- 2 次に定める事項に要する費用は、乙の負担とする。
- (1) 本業務により、局舎等において変質、消耗、破損した物品等の復旧に要する費用
- (2) 本業務に際して、第三者に与えた損害の補償、修理等に要する費用。
- なお、この事態が生じた場合は、速やかにその旨を報告するものとする。

## 第8条（提出書類）

乙は、本業務に係る契約書及び次に掲げる書類を甲に提出し、甲の承認を受けるものとする。

1	委託業務着手届			
	提出期日	契約締結後14日以内	提出部数	2部
2	委託業務工程表			
	提出期日	契約締結後14日以内	提出部数	2部
3	連絡組織体制表			
	提出期日	契約締結後14日以内	提出部数	2部
4	主任技術者選任届			
	提出期日	契約締結後14日以内	提出部数	2部
5	施工図、構造計算書（コンクリート基礎の強度計算書等）			
	提出期日	工事着工日7日前まで	提出部数	2部
6	現地試験成績書			
	提出期日	現地試験終了後7日以内	提出部数	2部
7	委託業務報告書			
	（写真、その他必要なものを含む。）			
	提出期日	履行期限日	提出部数	2部
8	委託業務完了届			
	提出期日	履行期限日	提出部数	2部
9	打合議事録			
	提出期日	打合せ後7日以内	提出部数	2部
10	その他			

- (1) 本業務に関する事で、甲が必要と認め指示するものについては、これを随時提出することとする。
- (2) 第1項から第9項に定めた書類の他、本業務に関係して発生した事象についての書類は、これを随時提出することとする。
- (3) 乙が提出した書類を甲が審査し、不適と判断した場合には、乙は当該書類を速やかに再提出することとする。

## 第9条（作業実施上の注意）

- 1 本業務の実施にあたっては、本仕様書に基づき誠実に作業を遂行するとともに、事故発生を未然に防ぐため、安全具の装着、作業者に対する安全教育、資格が必要な作業等に関する資格者の指揮監督による実施、機器等の紛失防止及び作業場所への立入禁止等の措置等、常に作業安全の確保に細心の注意を払い、万全を期するものとする。

- 2 帰還困難区域での業務にあたっては、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン（厚生労働省制定）」に準じてこれを実施すること。
- 3 本業務の実施にあたり鍵などの借用、返却が必要となる場合は、甲の指示する時間、場所等に従い、乙が借用、返却を実施すること。

#### 第10条（監督官庁等への手続き）

本業務に際して必要となる監督官庁等への許認可及び届出並びに申し込み等については、甲の指示に従い乙が書類及び資料を作成し、手続きを行うこと。

#### 第11条（費用の負担）

本業務に必要な部品、消耗品、技術料及び交通費等については乙の負担とする。

#### 第12条（作業時間）

本業務の作業時間は、原則として甲の勤務時間である平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。やむを得ずこれ以外の時間帯に作業を実施する場合には、予め甲に報告し、甲の指示により実施するものとする。

#### 第13条（打合せ）

本業務を実施するにあたり、甲と乙は工程及び作業手順等について打合せを行うものとする。この他、甲が必要と認めるものについては、適宜打合せを行うものとする。

#### 第14条（疑義事項等の協議）

本仕様書に明示されていない事項又は記載事項の疑義については、その都度協議を行うこととし、乙の一方的な解釈によって処理してはならないものとする。万が一、乙がこれらの事項について一方的に解釈し処理した結果、本業務に不都合を生じた場合には、乙は乙の負担においてこれを速やかに改めるものとする。

#### 第15条（特記事項）

- 1 乙は、本仕様書および本業務の実施にあたり、知り得た甲の業務上の機密を外部に漏らしたり、又は他の目的に利用したりしないものとする。
- 2 本業務の実施にあたっては、本仕様書に基づき誠実に作業を遂行するとともに、常に安全の確保に細心の注意を払うものとする。
- 3 本業務により発生した廃棄物については、乙の負担で適切に処理することとし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法等に基づいて適切に処理すること。方法、期日は県と協議の上決定すること。
- 4 本業務の実施にあたって、その一部を下請け又は委託を行う場合には、事前に甲に報告し、承認を受けるものとする。
- 5 本業務の実施にあたって、既存機能への影響が発生しないよう十分に留意するものとする。

## 第16条（業務仕様）

本業務の仕様は次に掲げるとおりとする。

### 1 局舎内の耐震化改修

- (1) 局舎内の床上に設置された測定機器等を事前に撤去の上、床面の複合材、合板、ALC板を全て除去すること。なお、局舎内の床上に設置された放射線測定機器類やラック、耐雷トランス、UPSは、設置業者がそれぞれ撤去を行い、本業務実施後に再設置を行うことに留意すること。
- (2) 床面の撤去、地面掘削等による機器破損、粉じん等による機器の汚れを防止するため、局舎から撤去しない壁面や天井設置の機器に養生シート等による養生を行うこと。
- (3) 既設床面と同じ高さまでコンクリートの打設を実施すること。なお、必要に応じてコンクリート打設位置の地面掘削、砕石敷き均し転圧を実施することとし、地盤が岩盤である場合も想定すること。
- (4) コンクリート打設時における型枠設置の際に電線管等が作業の支障となる場合、局舎外壁部に接続された電線管等の一時移設及び隣接するフェンスの一時撤去を実施し、施工後に復旧すること。
- (5) 打設したコンクリートの表面の仕上げは、防じん及び防水処理を施すこと。
- (6) 測定機器等を局舎床面に設置する際の固定方法やアンカー位置は、事前に他業者と協議の上決定すること。その際、「モニタリングに係る設備機器の耐震安全性に関するガイドライン（平成28年7月原子力規制庁）」に基づき機器設置を実施することに留意するものとする。
- (7) 作業用車両乗り入れの際、必要に応じて搬出路に鉄板を配置するなど道路損傷がないようにすること。また、搬出路の一時封鎖などが必要な場合、交通整理員を配置するなど対応すること。
- (8) 作業用車両を道路に停車して作業が必要な場合においては、道路占有許可などの監督庁への届出を行うとともに、交通整理員を配置するなど対応すること。

### 2 測定機器等の仮設倉庫設置

- (1) 本業務を実施するために一時的に取り外した測定機器等について、機能を損なうことなく一時保管可能な仮設倉庫を設置すること。
- (2) 仮設倉庫は測定機器等の盗難防止のため、施錠可能なものとする。
- (3) 仮設倉庫の設置場所及び設置数については、甲と別途協議の上決定する。

### 3 その他

- (1) 本業務を実施するにあたり植栽等が支障となる場合は、植栽を移設又は伐採し、本業務終了前までに同等の樹木植栽を行うことを想定すること。
- (2) 甲が別途実施する代替測定のため、屋外でも使用可能な電源コンセントを設置すること。なお、甲が実施する代替測定に可能な限り協力すること。
- (3) 本業務の実施にあたり、局舎床面に設置しているH鋼を取り外すといった局舎の構造を変更する場合は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」で示す耐震安

全性の分類のうち構造体Ⅲ類相当以上の施工であることを確認し、甲に予め了承を得た上で作業を実施すること。

- (4) コンクリート打設後に目視確認できない内容については、写真等の根拠資料を提出すること。

#### 第17条（使用部品等）

- 1 本業務で使用する材料については規格品を用いるほか、規格品の適用されていないものについては特に厳選されたものを使用すること。
- 2 コンクリートはJIS A 5308規格のレディーミクスコンクリートを使用し、内部には鉄筋を配置すること。
- 3 コンクリート部材の設計基準強度は、材齢28日における圧縮強度を基準とする。
- 4 鉄筋は、JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）による丸鋼又は異形棒鋼とすること。

#### 第18条（留意事項）

- 1 本仕様書は、本業務に関する基本的事項を記載したものであり、本仕様書及び関係図書に指示又は記載のない事項であっても、本業務の履行上必要と認められるものについては実施すること。
- 2 本業務の実施時期等については、甲が別途発注する委託業務と密接に関連することから、甲及び他業者との事前打合せを十分に行い、本業務及び他業者が実施する業務に支障が生じないように留意すること。
- 3 本業務の実施により発生した機器及び建物等の損傷については、直ちに甲に報告するとともに、乙の負担により速やかに復旧させること。
- 4 測定データの伝送機器による伝送に係る影響等について、測定機器保守管理業者等と事前に十分な協議を行うこと。

#### 第19条（完成検査）

乙は、本業務が完了したときは、速やかに甲が実施する完成検査を受検すること。項目は以下に示すとおりとし、当該検査に要する経費は乙が負担すること。ただし、甲の旅費についてはこの限りではない。

また、各検査の結果、不合格となった場合には、乙の負担により速やかに改修し、再度検査を受けること。

- 1 完成検査
  - (1) 書類検査
  - (2) 員数検査
  - (3) 外観及び設置状況検査

- 2 引渡し

完成検査の合格後、乙からの提出書類をもって検収とし、引渡しとする。